

岩手県野球協会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県野球協会（以下「本会」という。）規約の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 郡市野球協会 県内の郡市の軟式野球を統括する野球協会をいう。
- (2) 郡市野球協会ブロック支部 次条に規定する郡市野球協会ブロック支部をいう。
- (3) 市町村野球協会 県内の市町村の軟式野球を統括する野球協会をいう。
- (4) 会員 本会に登録した一般会員及びチーム会員をいう。
- (5) 一般会員 岩手県野球協会規約（以下「規約」という。）第7条に定める本会役員、郡市協会役員及び公認審判員、その他本会の目的、事業に賛同するものをいう。
- (6) チーム会員 第5条第2項に規定する要件を備えた、一般チーム、OBチーム及び少年チームをいう。
- (7) 選手等 チームを構成する代表者、監督、コーチ及び競技者をいう。

(ブロック支部)

第3条 予選会及び連絡調整等を図るため、次のとおり郡市野球協会ブロック支部を設ける。

ブロック支部名	郡市野球協会名
県北	二戸市、二戸郡、岩手北
中央	盛岡市、滝沢市、岩手南、紫波郡
県央	花巻市、北上市、遠野市
胆江	水沢、江刺区、胆沢地区
磐井	一関、一関市、西磐井
沿岸南	陸前高田市、大船渡市、気仙郡
沿岸中	釜石市、宮古市、上閉伊、下閉伊南部、下閉伊北部
沿岸北	久慈市、九戸郡

(会員の登録等)

第4条 一般会員は、毎年度本会が指定する日までに登録料の納入をもって会員の資格を得る。

- 2 チーム会員は、毎年度登録申込書に登録料を添え、本会が指定する日までに所属郡市野球協会を経由し、本会に登録された時点で会員の資格を得る。
- 3 本会の登録手続きは、次のとおりとする。
 - (1) 郡市野球協会ブロック支部で推薦するブロック長及び理事については、本会が定めた必要な書類を提出しなければならない。
 - (2) 郡市野球協会は、チーム会員から登録申込書の提出があつたときは、その内容を資格審査し、本会に提出しなければならない。

- (3) 本会は、登録申込書を受理したときは、当該郡市野球協会へその旨を報告しなければならない。
- (4) チーム会員に異動が生じたときは、チーム責任者は、登録抹消届又は追加登録届を所属郡市野球協会へ提出しなければならない。
- (5) 登録抹消届又は追加登録届のあった所属郡市野球協会は、内容を審査し、本会に提出しなければならない。
- (6) その年度内は、Aクラス、Bクラス、Cクラス相互間の異動はできない。
- (7) 同クラス内の選手間の異動は、退部チーム責任者の同意がなければ異動できない。
- (8) 審判員の登録については、本会審判技術委員会規程に定めるところによる。

4 登録料の額については、別に定める。

(チームの編成)

第5条 本会に登録するチーム又は選手等は、一つの市町村野球協会のチームにしか登録することはできない。本会以外の都道府県軟式野球団体に登録する場合は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「全軟連」という。）の承認を必要とする。

2 チームは、次により編成しなければならない。この場合の編成は、男女を問わないものとする。

(1) 一般チーム

次のいずれか一つに該当するもので編成されたチームとする。

ア 職域チーム 官公庁、会社、商店、工場等に勤務する者のみによって編成するチーム又は同一職場に勤務する者が登録人員の3分の2以上を占めるチームとする。

イ クラブチーム 岩手県内に居住又は勤務する者のみによって編成するチームとする。

ウ 学生チーム 専修学校生、各種学校生、大学生又は高校生は、同一校の学校単位で編成するチームとする。また、個人で一般チームに登録することができる。ただし、本会以外の組織に登録している者は、登録できない。

エ 登録人員 監督を含む10名以上とする。

オ 登録の格付 Aクラス、Bクラス、Cクラスの3級別（登録の格付けは、郡市野球協会長の責任において決める。）とする。

カ 県民体育大会については、別に定める。

キ 国民体育大会（東北総合体育大会を含む）の選考及びチーム編成等は、別に定める。

(2) OBチーム

次に該当するもので編成されたチームとする。

ア 前号ア又はイの規定により編成されたチームとする。

イ 登録年齢は、その大会により次の区分による。

(ア) その年度の4月1日以前に40歳を超えた選手で編成されたチーム

(イ) その年度の4月1日以前に40歳を超えた選手及び50歳を超えた選手（2

名以上)で編成されたチーム

ウ 登録人員は、監督を含む10名以上とする。

エ 一般チームとの二重登録を認める。ただし、OBチーム間の二重登録は認めない。

(3) 少年チーム

次に該当するもので編成されたチームとする。

ア 少年部 中学生で編成されたチームとする。ただし、新人大会にあっては、2年生以下で編成するものとする。

イ 学童部 小学生で編成されたクラブチームとする。ただし、新人大会にあっては、5年生以下で編成するものとする。

ウ スポーツ少年団との二重登録を認める。

(4) 次の者は、本会に登録することはできない。

ア 学生、生徒で本会以外の組織に登録している者及び少年部又は学童部で硬式ボールを使用している団体に登録されている者

(脱退)

第6条 本会は、次の各号の一に該当する場合は、脱退させることができる。

(1) 全軟連競技者規程に違反したとき。

(2) 岩手県野球協会長(以下「会長」という。)が、不適格と認めたとき。

(3) 自ら脱退の意思を表明したとき。

(4) 除名の措置を受けたとき。

(県大会出場基準等)

第7条 本会が実施する各種県大会(以下「県大会」という。)は、次により開催するものとする。

(1) 県大会は、本会が主催し、郡市野球協会が主管するものとする。

(2) 県大会の後援は、岩手県、岩手県教育委員会、公益財団法人岩手県体育協会、開催地市町村、開催地教育委員会、開催地体育協会及びその他の関係企業に依頼するものとする。

(3) 県大会に出場できるチームの基準等は、次のとおりとする。

ア Aクラス、Bクラス、Cクラスの場合

(ア) 第3条に規定する郡市野球協会ブロック支部に分け、そのブロック代表チーム(出場チーム数については、登録チーム数を勘案の上、その大会規定で定める。)とする。ただし、前年度優勝チーム又は開催地特別出場チームを推薦出場させることもある。

(イ) 監督会議及び組み合わせ抽選会(以下「監督会議等」という。)は、あらかじめ、会長が指定する郡市で実施するものとし、監督会議等には、監督又は主将のいずれか、必ず出席しなければならない。この場合、代理出席は原則として認めない。監督会議等を欠席したときは、棄権とみなす。

(ウ) 監督会議等は、開始式と同時開催するので、監督又は主将のいずれかはユニホームを着用し、出席しなければならない。

(エ) 監督会議に出席する監督又は主将は、競技者必携を必ず持参しなければならない

ない。

(オ) 前年度優勝チーム又は前年度優勝チームの所属郡市野球協会代表チームは、開始式に優勝旗を持参し、返還しなければならない。

イ OBチームの場合（OB、東北・関東壮年）

(ア) 郡市野球協会代表チーム（出場チーム数については、登録チーム数を勘案の上、その大会規定で定める。）とする。ただし、前年度優勝チーム及び開催地特別出場チームを推薦出場させることもある。

(イ) アの（イ）から（オ）までの規定は、OBチームの場合に準用する。

ウ 少年チーム（少年部、学童部）の場合（全日本少年、少年新人、全日本学童、スポ少、県学童、三陸学童、学童新人）

(ア) 郡市野球協会代表チーム（出場チーム数については、登録チーム数を勘案の上、その大会規定で定める。）とする。ただし、前年度優勝チーム及び開催地特別出場チームを推薦出場させることもある。

(イ) 組み合わせ抽選会は、本会役員立ち会いのもと、あらかじめ抽選の上、郡市野球協会へ通知するものとする。

(ウ) 監督会議及び開会式は、県大会当日初日に実施するものとする。監督会議に出席する監督は、競技者必携を必ず持参しなければならない。

(エ) 前年度優勝チーム又は前年度優勝チームの所属郡市野球協会代表チームは、開会式に優勝旗を持参し、返還しなければならない。

（県大会参加届等）

第8条 郡市野球協会ブロック支部予選開催主管野球協会又は郡市野球協会は、県大会参加申込期日までに予選会を終了の上、県大会参加届を本会及び県大会開催主管協会へ提出しなければならない。

2 県大会参加届作成に当たっては、次の事項に十分留意するものとする。

(1) 県大会参加届は、チームの記載責任者が記載すること。

(2) 県大会参加届の内容記載は、「監督」、「コーチ」、「主将」に続き、選手の背番号の順序に記載すること。

(3) 郡市野球協会では、県大会参加届の内容を資格審査の上、郡市野球協会長印を押印すること。

(4) 郡市野球協会予選（郡市野球協会ブロック支部予選含む。）終了後の選手の変更及び県大会参加届提出後の背番号の変更は、認めない。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月27日から施行する。

（平成23年2月27日 一部改正）

（平成24年2月26日 一部改正）

（平成27年3月1日 一部改正）

(平成 29 年 2 月 26 日	一部改正)
(平成 30 年 3 月 4 日	一部改正)
(平成 31 年 2 月 24 日	一部改正)
(令和 2 年 3 月 1 日	一部改正)
(令和 3 年 2 月 28 日	一部改正)